

平成22年 6月 9日

お知らせ

資料提供先：鳥取市政記者クラブ

## 河川愛護モニター募集中！ ～私たちの川を私たちが守ろう～

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連帯をさらに進め、あわせて河川愛護思想の啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として別添の募集要領で河川愛護モニターを募集します。

1. 募集期間 平成22年6月23日（水）まで
2. 任 期 平成22年7月 1日から平成23年6月30日までの1年間
3. 募集定員 5名程度

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

いずお ともゆき

【担 当】 占用調整課長 出尾 知之

ひめむら こうぞう

【広報担当】 調査設計課長 姫村 幸造

TEL (0857) 22-8435 (代表)

FAX (0857) 29-1819

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

## 平成22年度千代川 河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連帯をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

### 1. 活動内容

河川愛護モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加
- ⑥洪水による河川の氾濫及び内水による浸水被害が発生した場合における自宅周辺等の状況

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます（余暇時間等で対応できるような範囲です。）

### 2. 活動範囲

河川愛護モニターの活動範囲は下記の各区間毎とします。

- |          |             |   |
|----------|-------------|---|
| ①千代川     | 河 口         | ～鳥取市源太地先（源太橋付近）                                 |
| ②千代川・八東川 | 鳥取市源太地先     | ～河原町渡一木地先（河原橋付近）                                |
| ③千代川     | 河原町渡一木地先    | ～用瀬町古用瀬地先（三角橋付近）                                |
| ④袋川・新袋川  | 千代川と袋川との合流点 | ～鳥取市東今在家地先（新今在家橋付近）                             |
| ⑤袋川      | 鳥取市東今在家地先   | ～国府町岡益地先（岡益橋付近）<br>（別紙「千代川 河川愛護モニター 活動範囲図」のとおり） |

但し、活動範囲は応募状況により、変更させていただく場合もございます。

### 3. 応募資格

上記活動範囲の河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、各河川の活動範囲の近隣に住居する方（千代川、袋川、新袋川よりおおむね5km以内）

### 4. 委嘱方法と任期

千代川河川愛護モニターは国土交通省鳥取河川国道事務所長より委嘱させていただきます。任期は平成22年7月1日より1年間です。

### 5. 応募人員

各活動範囲内に1名

### 6. 手当

月額 4,600円

### 7. 選考方法

①所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、初めて応募された方を最優先に、自治会等の地域に密着した活動に参加している方を優先とし、年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考は、国土交通省鳥取河川国道事務所に設ける選考委員会により実施いたします。

②所要の人数の応募がない場合には、国土交通省鳥取河川国道事務所長が選任します。

③選考結果は郵便にて応募者に通知します。

### 8. 応募方法

官製はがき又は別紙「河川愛護モニター募集様式」等に下記事項を記入の上、平成22年6月23日（水）までに応募先に送付下さい。

6月28日頃、選考結果を応募者宛に発送いたします。

平成22年度千代川河川愛護モニターの委嘱状交付及び説明会は7月上旬に国土交通省鳥取河川国道事務所にて開催を予定しています。

（記入事項）

- ・氏名
- ・年令、性別
- ・住所、電話番号
- ・職業

〔農業、漁業、林業、自営業、会社員、公務員、学生（ ）〕

その他（ ）

- ・所属する団体等があればその組織名と役職  
（〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事 等）
- ・これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ・活動範囲の希望
- ・応募理由、千代川の感想、要望など
- ・過去の河川愛護モニターの経験

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省 鳥取河川国道事務所 占用調整課 福田  
住 所：〒680-0803 鳥取市田園町4-400  
電話番号：0857-29-1840（直通）  
ファックス番号：0857-29-1859（4階）

## 河川愛護モニター応募様式

氏 名		年 齢	才	性 別	
住 所		電話番号			
職 業					
所属する団体名等					
これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験					
活動範囲の希望					
応 募 理 由					
過去の河川愛護モニターの経験					

平成22年度 千代川 河川愛護モニター 活動範囲図 (予定)

